

計画等の案の概要

名 称	静岡県盛土等の規制に関する条例施行規則の制定		
公表するもの	静岡県盛土等の規制に関する条例施行規則案の概要		
県民意見の募集	有	有の場合は その募集期間	令和4年2月25日(金)～令和4年3月17日(木)
	無		
担当課等名	交通基盤部都市局土地対策課土地対策班		電話番号 054-221-2223
総合計画における位置づけ	6-2 持続可能な社会の形成 (2) 持続可能で活力あるまちづくりの推進		
審議会等の名称	-		
<p>1 趣旨</p> <p>静岡県盛土等の規制に関する条例案を令和4年2月定例会に提出したところですが、条例の施行にあたり、規則で定めることとしている事項について、県民の皆様の御意見を募集します。</p>			
<p>2 骨子</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 再生土の定義（条例第2条関係） 条例における再生土の定義について定めます。 ○ 土砂基準（条例第7条関係） 盛土等に使用される土砂等が満たすべき環境上の基準を定めます。 ○ 盛土等の許可の適用除外（条例第9条関係） <ul style="list-style-type: none"> (1) 盛土等の許可を要しない者（条例第9条第2号関係） 国又は地方公共団体に準ずる者として許可を要しない者について定めます。 (2) 許可を要しない盛土等（条例第9条第6号・第8号関係） 法令等の許可等を受けていること等により許可を要しない盛土等について定めます。 ○ 盛土等の許可の申請書関係（条例第10条関係） 条例で定めるもののほか、盛土等の許可の申請書の記載事項、添付書類等を定めます。 ○ 住民説明会関係（条例第12条関係） 住民説明会により周知しなければならない周辺地域、開催時期等を定めます。 ○ 許可の基準関係（条例第14条関係） <ul style="list-style-type: none"> (1) 欠格要件となる法令又は条例（条例第14条第1項第1号関係） 違反し、罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者が許可が受けられないこととなる法令又は条例を定めます。 (2) 構造基準（条例第14条第1項第5号関係） <ul style="list-style-type: none"> ・ 許可基準として適合しなければならない構造上の基準を定めます。 ・ 法令等により土砂等の崩壊等による災害の防止上必要な措置が講じられているものとして、この条例上の構造基準を適用しない盛土等を定めます。 			

- 軽微な変更（条例第15条関係）
許可を受けた事項を変更しようとするときに、軽微なものとして、変更許可を要しない変更を定めます。
- 許可を受けた者が行う届出、報告等関係（条例第17条～第24条関係）
 - (1) 土地所有者の変更に伴う届出（条例第17条関係）
盛土等区域の土地の所有者に変更があったことを知ったときの届出の期限等を定めます。
 - (2) 土砂等の搬入の報告（条例第19条関係）
許可を受けた者が行う土砂等の発生場所及びその土砂等が土砂基準に適合することの確認の方法を定めます。
 - (3) 土砂等管理台帳（条例第20条関係）
土砂等管理台帳の記載事項を定めます。
 - (4) 盛土等に使用した土砂等の量の報告（条例第21条関係）
盛土等に使用した土砂等の量の知事への報告時期を定めます。
 - (5) 排水の水質調査・土壌の汚染状況の調査（条例第22条関係）
 - ・ 定期的な調査の頻度、調査結果の知事への報告時期、報告に際し添付する書類を定めます。
 - ・ 盛土等区域外への排水についての水質基準を定めます。
 - (6) 標識（条例第23条関係）
掲示しなければならない標識の寸法及び記載事項を定めます。
 - (7) 関係書類の閲覧（条例第24条関係）
許可を受けた者が、災害防止上又は生活環境保全上の利害関係者からの求めに応じて閲覧させなければならない書類から除外できる情報について定めます。
- 盛土等に同意した土地所有者による盛土等の状況の確認（条例第29条関係）
盛土等に同意した土地所有者が行わなければならない定期的な状況確認の頻度等を定めます。
- 土砂等搬入禁止区域の指定等の公示（条例第32条関係）
土砂等搬入禁止区域の指定又は解除をしたときは、静岡県公報で公示することとします。
- 条例を適用しない市町の指定（条例第38条関係）
この条例と同等以上の効果が得られる内容を有する条例を制定しているとしてこの条例を適用しない市町の指定は、静岡県公報に登載して行うこととします。
- 経過措置関係（条例附則第4項関係）
この条例の許可を受けずに引続き行うことができる、この条例の施行の際法令又は条例の許可等により行っている盛土等について定めます。